

1998年2月9日

内閣総理大臣
橋本 龍太郎 殿

全国消費者団体連絡会

30兆円の公的資金導入による 金融機関支援策に反対する要望書

政府は、今国会に「預金保険法改正案」「金融機能の安定化措置法案」を提案しております。この法案は30兆円もの公的資金を銀行の経営破綻救済のために投入する法案となっています。

北海道拓殖銀行の倒産、山一証券の廃業は、金融機関のずさんな経営体質を露呈した以外の何ものでもありません。多くの消費者は預貯金がどのように保全されるのか、強い不安を抱いています。一方、金融機関と総会屋の癒着、金融機関と官僚との考えられない腐敗・癒着の実態が次々と明らかとなり、多くの消費者は金融機関や行政に対しかつてない怒りを感じています。

金融機関の経営破綻を招いている不良債権は、そもそもバブル景気の時に自ら行った過剰投資のツケによるものだと言えます。

私たちは、公的資金の導入には、不良債権の実態を全て公開し、預金者保護の分野にのみ限定し金融機関救済には使わないこと、経営者責任と行政の責任を明確にする等、国民の信頼回復にむけ努力を行うことが必要だと考えます。

また、最も優先されるべき課題は大幅減税等の家計とくらしを安定させるための国民生活への支援策です。

私たちは、以上の立場から、30兆円の公的資金の導入による金融機関支援策に反対するものです。

全国消費者団体連絡会（構成団体名簿：別紙添付）

住所＝渋谷区千駄ヶ谷4－1－13

電話03（3478）3245 FAX03（3497）0705